

The Rules of  
Japan Immigration Lawyers Association  
(JILA)  
(日本 Immigration Lawyers 協会会則)

2017年3月10日会則承認・JILA設立  
2017年5月28日会則第14条第2項変更  
2018年6月9日 会則第6条第2項変更  
2019年6月1日 会則第6条第1項変更

The Rules of  
Japan Immigration Lawyers Association (JILA)  
(日本 Immigration Lawyers 協会会則)

第1章 総則 (General Rules)

(名称)

第1条 本会は、Japan Immigration Lawyers Association と称する。

2 本会の略称は、J I L Aとする。

3 本会の名称は、その後に(日本 Immigration Lawyers 協会)と付記することができる。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都内に置く。

(目的)

第3条 本会は、わが国に入国在留する外国人を法律面で支える行政書士、弁護士、研究者、支援団体等の Immigration Lawyer の知見と経験とを結集し、わが国の出入国管理行政のより適正な運営に資するための政策提言を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) わが国政府当局及び関係機関に対し、出入国管理及び難民認定法、国籍法等に係る政策提言を行うこと。
- (2) 上記(1)を行うために必要な研究、資料収集、視察、調査等を行うこと。
- (3) 上記(1)に係るプレスリリース、冊子の出版等を実施し、発表会、セミナー等を開催すること。
- (4) 上記各号に附帯関連する一切の件を行うこと。

第2章 会員 (Member)

(組織及び種別)

第5条 本会は、わが国に入国在留する外国人を法律面で支える Immigration Lawyer たる行政書士、弁護士、研究者、支援団体等の個人、法人、任意団体を会員 (Member) とし、会員をもって組織する。

2 会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 (Full Member) 本会の目的に賛同して入会した個人、法人、任意団体
- (2) 賛助会員 (Supporting Member) 本会の事業を賛助するために入会した個人、法人、任意団体

3 反社会的勢力の構成員、反社会的勢力が経営に関与している法人等及びこれに属する者は、会員になることはできない。

(入会及び会費)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会済みの会員2名以上の推薦を得て、入会届を理事長に提出し、理事会の承認を経て、入会することができる。

2 会員は、入会時に会費として入会金1万円及び年会費1万円を納入しなければならない。ただし、賛助会員については、入会金を免除し、年会費を5千円とする。

3 納入した会費は、理由の如何を問わず、返還しない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 個人の場合は本人が死亡したとき、法人または任意団体の場合は解散したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会 (General Assembly) の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則及び関係規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員 (Officer)

(種類及び定数)

第9条 本会に次の役員 (Officer) を置く。

- (1) 理事 (Director) 10名以上50名以内
  - (2) 監事 (Auditor) 1名以上5名以内
- 2 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 理事の中からその互選により、次の役職者を選任する。
- (1) 理事長 (Representative Director) 1名
  - (2) 副理事長 (Deputy Representative Director) 2名以上10名以内
  - (3) 専務理事 (Managing Director) 1名
  - (4) その他、理事会 (Board of Directors) において必要と認めるもの

(職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本会を代表し、すべての業務執行を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 専務理事は、本会の事業運営に関する業務執行を統括する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、この会則の規定並びに総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- (5) 監事は、理事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査する。また、監査の結果、不正行為又はこの会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、総会に報告し、必要に応じて総会を招集することができる。
- (6) その他、理事会において必要と認めるものの職務については、理事会において定める。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に、次のとおり顧問及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧問 (Counsellor) 国会議員、行政職経験者、弁護士、研究者等の中から20名以内
  - (2) 相談役 (Adviser) 行政書士の中から20名以内
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議により選任する。
- 3 顧問及び相談役の任期及び解任に関しては、第11条及び第12条の規定を準用する。ただし、第12条の規定中、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

## 第4章 総会 (General Assembly)

(種別、開催、権能)

第14条 本会の総会は、定時総会 (Ordinary General Assembly) と臨時総会 (Extraordinary General Assembly) の2種とし、正会員をもって構成する。

2 定時総会は毎年6月末日までに1回開催し、臨時総会は理事会の決議により、または監事が必要と認めた場合に開催する。

3 総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第15条 総会は、理事長が招集する。ただし、監事が職務上招集する場合には、監事が招集する。

2 総会を招集するときは、開催日の2週間前までに、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはe-mailをもって通知する。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第17条 総会の議事は、この会則で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(委任状による出席及び議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人と定め、委任状による出席及び議決権の行使をすることができる。

(議長及び副議長)

第19条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から1名を選出し、その補佐として副議長1名を同じく選出する。

(決議事項)

第20条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) この会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任、会員及び役員を解任
- (4) 収支予算及び事業計画
- (5) その他の重要事項

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会 (Board of Directors)

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 理事会は、理事長が必要と認めたとき及び3名以上の理事から書面またはe-mailをもって開催の請求があったときに開催する。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、開催日の2週間前までに、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはe-mailをもって通知する。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この会則で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(委任状による出席及び議決権の行使)

第27条 理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人と定め、委任状による出席及び議決権の行使をすることができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議事項)

第29条 理事会は第24条の規定によって通知した事項について議決する。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、場所
- (2) 理事会の総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第6章 政策提言 (Policy Recommendations)

(事業部会)

第31条 テーマ別の政策提言 (Policy Recommendations) を策定するため、本会に次の事業部会 (Department) を置く。

- (1) 投資、就労部会 (Department of Investor, Business)
- (2) 技能実習生、留学生部会 (Department of Intern, Student)
- (3) 永住、帰化部会 (Department of Permanent Resident, Naturalization)
- (4) 難民、不法滞在部会 (Department of Refugee, Irregular)
- (5) 法制度部会 (Department of Law System)

2 正会員は各自1つ以上の事業部会に所属し、原則として年間1件以上の政策提言を行う。

3 事業部会ごとに、その所属する正会員の互選により、部会長 (Chief of Department) を選任する。

(原案の承認)

第32条 各事業部会は、その事業部会における政策提言について部会を開いてとりまとめ、毎年8月に中間発表を行い、翌年1月までに期末発表のための原案を作成し、専務理事及び理事長を経由して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(当局への申入れ等)

第33条 前条の理事会承認が得られた政策提言について、毎年2月に政府当局に申入れを行い、これと併せてプレスリリースを行う。また、必要に応じて冊子の出版等を行い、発表会・セミナー等を開催する。

## 第7章 資産及び会計 (Assets and Accounting)

(資産)

第34条 本会の資産 (Assets) は、入会金、年会費、寄附金品、事業に伴う収入及び助成金・補助金とする。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告書及び収支計算書は、毎事業年度終了後すみやかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第8章 事務局 (Secretariat)

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局 (Secretariat) を置く。

2 事務局には、事務局長 (Chief of Secretariat) その他職員を置く。

3 事務局長及び事務局の職員は、専務理事の推薦を経て、理事長が任免する。

## 第9章 会則の変更及び解散 (Changing This Rules and Dissolution)

(会則の変更)

第39条 この会則の変更 (Changing This Rules) は、総会において、正会員の総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の承認を要する。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議、正会員の欠亡、合併のいずれかの事由によって解散 (Dissolution) する。

2 総会の決議によって解散する場合は、正会員の総数の3分の2以上が出席し、その出席者の4分の3以上の承認を要する。



## 第10章 雑則 (Miscellaneous Rules)

(その他)

第41条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、2017年3月10日から施行する。
- 2 本会設立時の入会金及び年会費は、第6条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

正会員	入会金	1万円	年会費	なし
賛助会員	入会金	1万円	年会費	なし
- 3 本会の設立当初の役員は、第9条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、また、同条第3項の役職者をはじめ、顧問、相談役、事務局長及び事務局職員は、第9条第3項、第13条第2項及び第38条第3項の規定にかかわらず、設立総会において定めるものとし、そのうち任期があるものについては第11条及び第13条第3項の規定にかかわらず、その任期を2018年開催の定時総会終了のときまでとする。
  - (1) 理事 竹内波美男、池谷徹也、中野辰宏、能登八郎、児島良孝、住吉隆行、滝沢俊行、三浦健治、下川原孝司、本間孝保、須藤哲哉、北野敏夫、篠塚悦子、新津恭平、木島祥登、近藤秀将、秋山正紀、古谷武志
  - (2) 監事 岩崎弘太郎、南直人
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、2017年3月10日から同年3月31日までとする。
- 6 その他、本会の初年度における事業執行については、この会則の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

以上、Japan Immigration Lawyers Association を設立するため、この会則を作成し、発起人が次に記名押印する。

2017年3月10日

発起人	竹内波美男
同	池谷 徹也
同	中野 辰宏
同	能登 八郎
同	児島 良孝
同	住吉 隆行
同	滝沢 俊行
同	三浦 健治
同	下川原孝司
同	本間 孝保
同	須藤 哲哉
同	岩崎弘太郎
同	北野 敏夫
同	篠塚 悦子
同	新津 恭平
同	木島 祥登
同	近藤 秀将
同	秋山 正紀
同	南 直人
同	古谷 武志

改正 附 則

1 この会則は、2017年5月28日から施行する。

改正 附 則

1 この会則は、2018年6月9日から施行する。

改正 附 則

1 この会則は、2019年6月1日から施行する。

以上、当会の現に効力を有する会則に相違ありません。

令和元年（2019年）6月1日

Japan Immigration Lawyers Association

J I L A 理事長 竹内 波美男